民訴予備令７－４４　肢エ

第１．肢の結論

正しい

第２．訴えを却下した第一審判決に対して控訴があった場合の取扱い

１．問題の所在

訴えを却下した第一審判決（１４０条）に対して，控訴があった。控訴裁判所は，第一審判決を相当とするとき，どのような判決を行うべきか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

控訴裁判所は，第一審を相当とするときは，控訴を棄却しなければならない（３０２条１項)。肢は正しい。

（２）理由

訴えを却下した第一審判決に対して控訴した場合，不適法のものについて，控訴を行ったのである。したがって，控訴が，不適法となり，控訴裁判所は控訴を却下すべき（２９０条）とも思える。

しかし，不当である。訴えを却下されたものが控訴をしたということは，第一審が十分に審理してないという不服で審理したものと考えられる。

控訴を不適法として，却下されると，およそ十分な審査が得られなくなってしまう。

控訴は，不服申立て手段である以上，目的が達成されるよう，控訴は，適法とする必要がある。２９０条は，控訴手続そのものが不適法だった場合に，適用する趣旨である。

したがって，第一審が不適法却下とする場合には，適用されないと解するのが相当である。

以上，控訴そのものは適法である。そして，控訴裁判所は第１審の結論を相当と認めるときは，控訴棄却判決を行うべきである。

控訴が棄却されれば，不服申立手段が認められないという結論になり，一審判決が残るという意味となるからである。

以上